

峡北地域広域水道企業団入札心得

令和5年3月30日
告示第4号

第1章 共通事項

(目的)

- 第1条 島北地域広域水道企業団が発注する工事若しくは製造の請負契約又は測量、工事の設計若しくは工事に関する調査その他の委託契約に関する条件付一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）、島北地域広域水道企業団契約規程（昭和57年規程第1号。以下「契約規程」という。）及び島北地域広域水道企業団建設工事執行規程（昭和57年規程第2号）並びに島北地域広域水道企業団事後審査型条件付一般競争入札実施要領（令和2年告示第4号。以下「実施要領」という。）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。
- 2 前項に定める競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定に基づき入札を行うものとする。
- (1) 条件付一般競争入札 第1条から第37条まで
 - (2) 指名競争入札 第1条から第16条まで及び第38条から第43条まで

(入札保証金等)

- 第2条 入札参加者は、入札執行前に見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を、企業長又は企業長から委任を受けて契約を締結する権限を有する者（以下「契約担当者」という。）の指定する出納員若しくは指定金融機関に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。
- 2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が、入札保証保険契約を締結したことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当者に提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、次に掲げる書面を入札前に契約担当者に提示しなければならない。
- (1) 入札保証金を指定金融機関に納付した場合は、保証金保管証書預り証
 - (2) 入札保証金に代わる担保を企業出納員に納付した場合は、保管有価証券預り書
- 4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に、その預り書と引き換えにこれを還付する。

(工事費積算内訳書の提出)

- 第3条 入札参加者は、工事の請負契約に係る入札の場合、又は契約担当者が求めた場合は、入札書に加え、入札金額に対応した工事費積算内訳書（入札参加留意事項別紙2。以下同じ。）を提出しなければならない。

(入札等)

第4条 入札参加者は、設計図書（金抜き設計書、施工図面、仕様書及び質問回答書をいう。以下同じ。）、入札方法及び現場等熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、設計図書、入札方法等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は、入札件名ごとに企業団指定様式により作成し、所要の事項を明記し、かつ、所定の箇所に押印し、所定の時刻までに提出しなければならない。
- 3 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって契約担当者がやむを得ないと認めたときは、郵送によって提出することができる。この場合においては、入札書を内封筒に入れて封印し、内封筒の表面に入札参加者の商号又は名称、入札件名及び入札日等を記載したうえ、更に当該内封筒を外封筒の中に入れて封印し、外封筒の表面に入札件名及び入札書在中である旨を記載し、契約担当者あてに提出しなければならない。
- 4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（入札留意事項別紙1。以下同じ。）を持参させなければならない。
- 5 入札参加者又はその代理人は、当該入札における他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 施行令第167条の4の規定に該当する者は、入札に参加することができない。また、入札参加者は、同条の規定に該当する者を代理人とすることはできない。
- 7 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約書（企業団様式）を提出しなければならない。
- 8 提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回は認めない。

(開札)

第5条 開札は、入札公告又は指名通知書に示す日時、場所及び方法によって行うものとする。

(無効の入札等)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者が行った入札
- (2) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (3) 入札保証金の納付を免除された場合を除き、入札保証金又はそれに代わる担保を納付又は提供されていない入札
- (4) 記名及び押印がない入札書
- (5) 金額を訂正し、又は金額が判読できない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 工事費積算内訳書を提出しない者が行った入札（契約担当者が必要であると認められたとき）
- (8) 工事費積算内訳書の合計価格と入札金額が一致しない入札書（再入札の場合を除く。）
- (9) 明らかに連合と認められた入札
- (10) 同一条件の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が行った入札

- (11) 同一の入札で、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく中小企業等協同組合とその組合員が同時に行った入札
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した者が行った入札
- 2 次の各号のいずれかに該当する入札書は、失格とする。
- (1) 最低制限価格が設定されている場合において、入札金額が最低制限価格を下回る入札書
 - (2) 低入札価格調査制度が適用されている場合において、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札書
- 3 前2項に掲げるもののほか、その都度企業長が定める事項に該当する入札については、無効又は失格とする。

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(最低価格の入札者を落札者としない場合)

- 第8条 施行令第167条の10第1項の規定に基づき、開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者としない場合がある。
- (1) 当該入札による価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき。
 - (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当と認められるとき。
- 2 前項の規定に該当する入札を行った者は、企業長が行う調査に協力しなければならない。
- 3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者としない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とする。
- 4 施行令第167条の10第2項の規定に基づき、当該契約の内容に適合した履行を確保するためにあらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札等)

第9条 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、又は最低制限価格を設けた場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

- 第10条 落札となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きによって落札者を決定するものとする。
- 2 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事

務に關係のない職員にくじを引かせることとする。

(契約保証金等)

第11条 落札者は、契約書を作成する場合においては、契約担当者が指示する契約書の案の提出と同時に、契約書を作成しない場合においては落札決定後速やかに、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、若しくは提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 第3条第2項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

(履行保証契約)

第12条 落札者は、前条第1項ただし書の場合において、契約保証金の納付の免除が契約規程第9条第1号に規定する履行保証保険契約又は同条第2号に規定する工事履行保証契約によるときは、契約書の案の提出と同時に、当該保証契約に係る保証証書を契約担当者に提出しなければならない。

(入札保証金の振替)

第13条 契約担当者において必要があると認めるときは、落札者の承認を得て、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を、契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振替えることができる。

(契約書等の提出)

第14条 落札者は、契約担当者が指示する契約書の案に、住所・氏名等必要事項を記載し、落札決定の日から起算して7日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、当該落札はその効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後速やかに契約担当者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約担当者が必要ないと認めたときは、この限りでない。

(工事又は業務の着手)

第15条 落札者は、契約締結後直ちに工事又は業務に着手しなければならない。

(異議の申立)

第16条 入札参加者は、入札後、この心得、設計図書、入札説明書等についての不明を理由にして異議を申立てることはできない。

第2章 事後審査型条件付一般競争入札

(対象工事)

第17条 事後審査型条件付一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）の対

象となる工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が3,000万円以上の建設工事のうち、指名業者選定委員会（峡北地域広域水道企業団指名業者選定委員会規程（平成29年規程第4号）に定める委員会をいう。以下同じ。）が必要と認めるものについて適用する。

（入札公告）

第18条 施行令第167条の6第1項の規定に基づく入札公告（以下「公告」という。）は、峡北地域広域水道企業団公告式条例（昭和55年条例第2号）に定める方法によるほか、峡北地域広域水道企業団ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載して行うものとする。

（入札参加資格要件）

第19条 条件付一般競争入札に参加できる者は、企業団、北杜市、韮崎市及び甲斐市のうちいずれかの入札参加資格者名簿に登録された者で、公告日から入札日までに、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であって、同条第2項の規定に基づく企業団、北杜市、韮崎市及び甲斐市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 企業団、北杜市、韮崎市及び甲斐市の規定に基づく指名停止措置期間が含まれていない者であること。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過していない者でないこと。
- (5) 入札日前6箇月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (6) 対象工事の業種において、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値（P）が、契約担当者が定める数値以上の人であること。
- (7) その他企業長が定めた資格を満たす者であること。

（企業長が定める資格）

第20条 企業長は、施行令167条の5第1項の規定に基づき前条第7号の参加資格を定めたときは、対象工事ごとに公告に明示するものとする。

（入札参加の申出等）

第21条 入札参加者は、峡北地域広域水道企業団事後審査型条件付一般競争入札参加申出書（実施要領第1号様式。以下「申出書」という。）を、公告に明示した期日までに提出するものとする。

2 前項に規定する申出書の提出方法については、その都度公告により明示するものとする。

（入札保証金及び契約保証金）

第22条 入札保証金及び契約保証金については、契約規程の規定によるものとし、そ

の都度公告により明示するものとする。

- 2 入札保証金を納付することとした場合の入札保証金については、落札者にあっては契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合は、当該担保の提供後）、その他の者にあっては落札者の決定後に返還するものとする。

（設計図書等）

第23条 設計図書、入札説明書（事後審査型一般競争入札共通説明書をいう。）及び各種企業団指定様式（以下これらを総称して「設計図書等」という。）は、原則として公告に明示する期間中、ホームページに掲載することとし、入札参加者においてダウンロードするものとする。

（設計図書等に関する質問）

第24条 設計図書等に関する質問は、質問書（実施要領第2号様式）によって行うものとし、当該質問及び回答については、ホームページに掲載し、公表するものとする。

- 2 質問書の送付の方法、質問受付期間及び質問書提出先等については、その都度公告により明示するものとする。

（条件付一般競争入札の入札等）

第25条 入札の執行回数は2回以内とし、その都度公告で明示するものとする。

- 2 入札参加者は、公告により指定された日時及び場所に、次の各号に掲げる書類を直接持参し、提出するものとする。ただし、契約担当者が必要と認めたときは郵送等の方法によることができるものとし、当該各号に定める書類の提出期日、提出方法等についてはその都度公告に明示するものとする。

- (1) 入札書（企業団指定様式）
- (2) 島北地域広域水道企業団事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（実施要領第3号様式。以下「申請書」という。）
- (3) 島北地域広域水道企業団事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件等総括表（実施要領第4号様式）
- (4) 工事施工実績調書（実施要領第5号様式）及び当該工事の施工実績が確認できるものの写し（契約担当者が必要と認めるとき）
- (5) 配置予定技術者調書（実施要領第6号様式）
- (6) 建設業許可の写し
- (7) 総合評定値通知書（経営事項審査）の写し（直近のもの）
- (8) 工事費積算内訳書（入札参加留意事項別紙2）（契約担当者が必要と認めるとき）
- (9) その他必要と認める書類

- 3 郵送による入札を行うこととした場合において、入札参加者が1者の場合は、失格又は無効である場合を除き、一般競争入札による競争結果とみなし、入札は成立したものとする。ただし、あらかじめ最低入札参加者数を定め、公告等においてその旨を明示した入札において、最低入札参加者が確保できないときは、当該入札を中止するものとする。

（公正な入札の確保）

第26条 入札参加者は、次の各号に定めるもののほか、私的独占の禁止及び公正取引

の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

- (1) 入札参加者は、入札にあたり競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (2) 入札参加者は、落札候補者決定の前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。
- (3) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者を探る行為をしてはならない。

（入札の延期又は中止）

第27条 契約担当者は、天災等の不可抗力による場合、参加者が連合し、若しくは不穏な行動をなす場合等やむを得ない理由により入札を執行できないとき、又は入札を公正に執行することができないおそれがあると認めたときは、既に公告した事項を変更し、若しくは当該入札を延期又は中止することができることとし、これらの場において、入札参加者に生じた損害については、企業団は一切の責任を負わないものとする。

（入札の辞退）

第28条 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札辞退届（企業団指定用式）を提出するものとし、入札辞退届の提出時期等については、その都度契約担当者が定めるものとする。

2 入札を辞退した者が、これを理由として不利益な取り扱いを受けることはないものとする。

（条件付一般競争入札の入札書の無効）

第29条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に明示した方法以外の方法により提出された入札書
- (2) 郵便入札を採用することとした場合において、公告に示す指定日以外の日に到着した入札書（郵便事故によって指定日以外に到着したものであって、開札に間に合うものを除く。）
- (3) 郵便入札を採用することとした場合において、公告で示した提出先以外の場所に到着した入札書（郵便事故によって提出先以外の場所に到着したものであって、開札に間に合うものを除く。）
- (4) 郵便入札を採用することとした場合において、外封筒及び内封筒に商号又は名称が記載されていないなど、開札前に入札者が特定できない入札書
- (5) 封筒又は工事費積算内訳書の表記が誤字、脱字、未記載等により対象案件が特定できない入札書
- (6) 同一の入札参加者が2通以上提出した入札書
- (7) 提出期限内に第25条第2項第2号から第9号に規定する書類（以下「入札参加資格確認書類」という。）等を提出しない者の入札書
- (8) 虚偽の入札参加資格確認書類を提出した者の入札書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札公告、入札説明書、入札留意事項において示した入札条件に違反して入札した入札書

（代理人）

第30条 入札参加者は、代理人を定め、入札及び開札に関する一切の権限を委任することができる。この場合、当該代理人は、委任状（入札参加留意事項別紙1。以下同じ。）を提出しなければならない。

- 2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人となることはできない。
- 3 入札参加者は、施行令第167条の4の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

（開札の立合い）

第31条 開札には、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

- 2 入札参加者又はその代理人は、開札に立会うことができる。
- 3 入札参加者は、代理人を定めて入札に立会わせるとき、及び次条第3項の規定によりくじを引かせるときは、委任状を持参しなければならない。

（開札）

第32条 入札事務担当者（企業長から委任を受けて入札事務を行う者をいう。以下同じ。）は、開札した後、予定価格の範囲内で最も低い価格で入札した者から順に、落札候補者を決定するものとする。

- 2 入札事務担当者は、価格の低い順にその入札価格及び落札候補者の名前を読み上げ、落札を保留し、最低価格の落札候補者から順に入札参加資格要件等の審査を行ったうえで後日落札者を決定する旨を宣言し、開札を終了する。
- 3 入札額に同額のものがあるときは、くじにより落札候補者の順位を決定する。この場合において、当該入札参加者又はその代理人が立会人として開札に立ち会っていないときは、これに代わり当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。
- 4 入札事務担当者は、入札点検表を作成し、当該入札に係るすべての参加者名及び入札金額を記載するものとする。

（落札候補者数）

第33条 前条第1項の落札候補者の数は、3者以内とし、その都度企業長が定めるものとする。

（落札者の決定）

第34条 契約担当者は、入札の翌日から起算して3日以内（閉庁日を除く。以下第6項及び第7項において同じ。）に、最も価格の低い落札候補者から順に、申請書その他の入札参加資格確認書類について指名業者選定委員会に諮り審査するものとする。ただし、公告において、申請書その他の入札参加資格確認書類の提出期日を入札後とした場合は、当該提出期日の翌日から起算して3日以内（閉庁日を除く。以下第6号及び第7号において同じ。）に審査を行うものとする。

- 2 指名業者選定委員会は、審査の結果、第1順位の落札候補者が不合格となったときは、次順位の者を落札候補者として審査するものとする。
- 3 契約担当者は、審査の結果、落札候補者が合格したときは、当該候補者を落札者として決定し、当該落札業者宛てに速やかに通知するものとする。
- 4 落札候補者は、落札が決定するまでに、公告に示すいずれかの入札参加資格要件を

満たさない状況となったときは、当該候補者の資格を失う。

- 5 契約担当者は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めたときは、当該落札候補者に入札参加資格不適格通知書（実施要領第7号様式。以下「不適格通知書」という。）を送付するものとする。
- 6 不適格通知書の送付を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、入札参加資格を満たしていないとされた理由について説明要請書（実施要領第8号様式。以下「要請書」という。）により説明を求めることができる。
- 7 契約担当者は、前項の規定により要請書が提出されたときは、受理した日の翌日から起算して3日以内に書面により回答するものとする。
- 8 不適格通知書の送付を受けた者は、契約担当者が落札者として決定された者と契約を締結すること、及び第37条に規定する入札結果について公表することを妨げてはならない。

（入札書を無効とする申出）

第35条 入札参加者は、入札書等を提出した日から落札候補者の通知を受けた日までの間に、予定していた技術者が配置できない事由が発生した場合には、入札書を無効とする申出書（実施要領第9号様式）を提出することにより、既に提出した入札書を無効とする申し出をすることができる。

- 2 前項の申し出をしないまま契約を辞退したときは、入札参加資格制限の措置を受けることがある。

（費用の負担）

第36条 入札書等の作成、提出等に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

（入札結果の公表）

第37条 契約担当者は、落札者を決定したときは、当該入札結果についてホームページにて公表するものとする。

第3章 指名競争入札

（指名競争入札の入札保証金）

第38条 入札保証金の納付等については、契約担当者の定めるところによる。

（指名競争入札の入札）

- 第39条 入札参加者は、指名通知書、契約書等、設計図書（仕様書を含む。）、金抜き設計書、契約の方法及び入札の条件、現場等を熟知し、暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ入札しなければならない。
- 2 入札は、所定の日時及び場所に入札参加者本人が出席して行なうこととし、原則として、郵便をもって行なうことはできない。
 - 3 入札参加者は、契約担当者が求めた場合は、工事費積算内訳書を提出しなければならない。
 - 4 入札参加者は、代理人をして入札に参加するときは、委任状を持参させ、入札事務

担当者に提出させなければならない。

- 5 入札参加者及びその代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を代理人にすることはできない。
 - (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 7 開札の前後を問わず、いったん提出した入札書等は、書換え又は撤回することができない。

(公正な入札の確保)

- 第40条 入札参加者は、次の各号に定めるもののほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。
- (1) 入札参加者は、入札にあたり競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
 - (2) 入札参加者は、落札候補者決定の前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。
 - (3) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者を探る行為をしてはならない。

(入札の辞退)

- 第41条 指名を受けた者は、入札の完了に至るまで、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより、その旨入札事務担当者に申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届(企業団指定用式。以下この項において同じ。)を提出する。ただし、郵送の場合においては、公告に明示する指定期日までに到達するものに限る。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書によって入札を行う。
 - 3 入札参加者がいったん入札を辞退した場合、これを撤回することはできない。
 - 4 入札を辞退した者は、これを理由として、それ以後の指名等において不利益な取り扱いを受けることはない。

(入札のとりやめ等)

- 第42条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し、若しくは取りやめがある。

2 入札参加者が1者となった場合、当該入札は取りやめるものとする。ただし、契約担当者が特に認めたときは、この限りでない。

(指名競争入札の入札書の無効等)

第43条 第7条に掲げるもののほか(ただし、同条第1項第7号及び第8号を除く。)、

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 所定の入札保証金又は有価証券を納付しない者が行った入札
- (2) 郵便により提出された入札書(ただし、入札執行者が認めた場合を除く。)
- (3) その他、指名通知書、契約の方法及び入札の条件等において示した条項に違反した入札

第4章 雜 則

(その他)

第44条 この告示に定めるもののほか、入札に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。